京　監　委　第　４４　号
令和８年(2026 年)９月１日

京田辺市長
　上　村　　崇　　様

京田辺市監査委員　瀧　山　茂　樹

京田辺市監査委員　長　田　和　也

令和７年度京田辺市公営企業会計に係る資金不足
比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、審査に付された令和７年度京田辺市公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和７年度京田辺市公営企業会計に係る資金不足比率審査意見

１　審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第２２条第１項の規定により、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、京田辺市監査基準に準拠し、次のとおり審査した。

２　審査の種類

法第２２条第１項の規定による資金不足比率審査

３　審査の対象

令和７年度京田辺市公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

４　審査の着眼点及び主な実施内容

市長から審査に付された関係書類が、法令等に定める方式により作成されているかを着眼点として、関係職員から説明を受けた上で審査した。

５　審査の実施場所及び日程

（１）審査の実施場所

市役所庁舎４階　監査委員事務局

（２）審査の日程（実施期間）

令和８年７月１日から同年８月２６日まで

６　審査の結果

（１）総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

会　計　区　分	資金不足比率 （令和７年度）	資金不足比率 （令和６年度）	資金不足比率 （経営健全化基準）
水　道　事　業　会　計	－	－	２０．０
公共下水道事業会計	－	－	
農業集落排水事業会計	－	－	

（注）　資金不足比率欄の「－」表記は、資金不足額がないことを表している。

（２）個別意見

ア　水道事業会計について

令和７年度決算においては(2,097,443 千円の資金余剰となっており)、資金不足比率は該当しない。

イ　公共下水道事業会計について

令和７年度決算においては（311,608 千円の資金余剰となっており)、資金不足比率は該当しない。

ウ　農業集落排水事業会計について

令和７年度決算においては（112,963 千円の資金余剰となっており)、資金不足比率は該当しない。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。